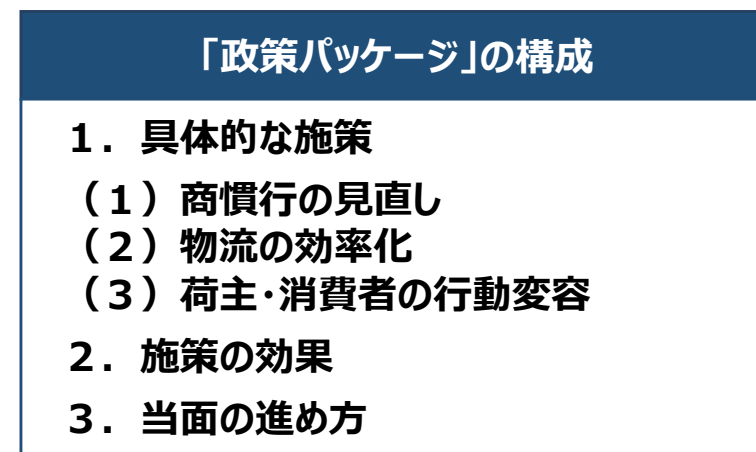


資料1

物流革新に向けた政策パッケージ について

- 物流は国民生活や経済を支える**社会インフラ**であるが、担い手不足、カーボンニュートラルへの対応など様々な課題。
- さらに、物流産業を魅力ある職場とするため、トラックドライバーの働き方改革に関する法律が2024年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「**2024年問題**」に直面。



荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、抜本的・総合的な対策を「政策パッケージ」として策定。



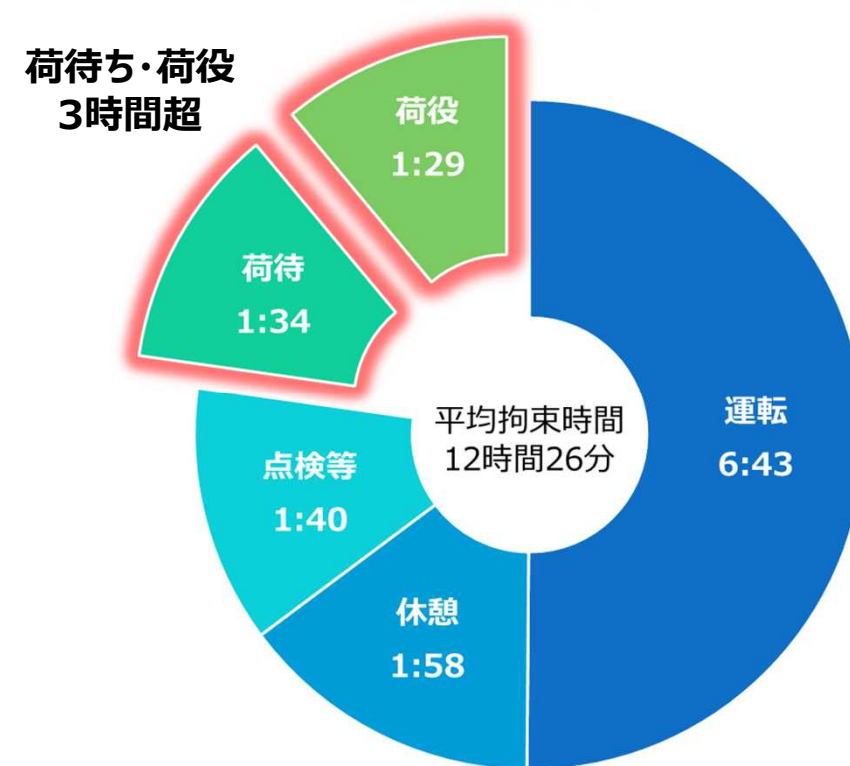
中長期的に継続して取り組むための枠組みを、**次期通常国会での法制化**も含め確実に整備。

1. 具体的な施策 (1) 商慣行の見直し

- 物流の適正化・生産性向上を図るため、**荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）**の双方において非効率な商慣行を見直す。

- ① **荷主・物流事業者間における物流負荷の軽減**
(荷待ち、荷役時間の削減等) に向けた規制的措置等の導入
→ 荷主・物流事業者双方に、物流負荷の軽減に向けた、計画作成や実施状況の報告を求める。
・さらに取組が不十分な事業者に対して、勧告・命令等を行う規制的措置等の導入に向けて取り組む。
- ② **納品期限**（3分の1ルール、短いリードタイム）、**物流コスト込み取引価格等**の見直し
- ③ 物流産業における**多重下請構造**の是正に向けた規制的措置等の導入
→ 元請事業者等が実運送事業者を把握できるような台帳作成などを求める。
→ 悪質事業者に対する監査を強力に実施。
- ④ 荷主・元請の監視の強化、結果の公表、継続的なフォロー及びそのための体制強化（**トラックGメン**）
- ⑤ 物流の担い手の賃金水準向上等に向けた**適正運賃収受・価格転嫁円滑化等**の取組み
→ 「送料無料」の表示の見直しに取り組む。
→ 「契約の電子化・書面化」を図る規制的措置等の導入に向けて取り組む。
- ⑥ トラックの「**標準的な運賃**」制度の拡充・徹底
→ 「標準的な運賃」「標準運送約款」について今年中に所要の見直しを図る。

荷待ちがある1運行の平均拘束時間と内訳

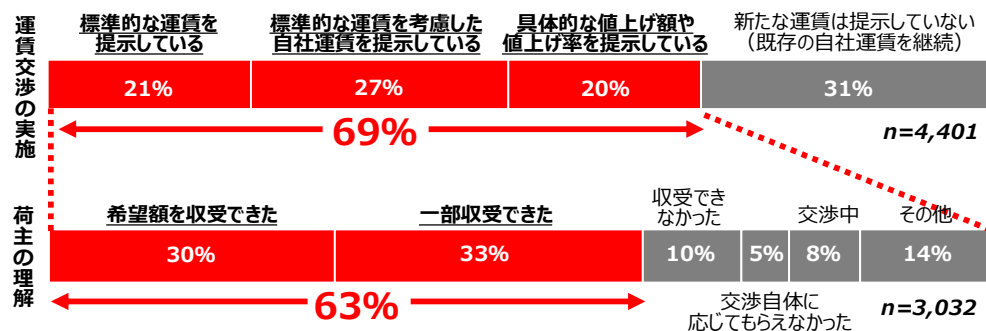


出典：トラック輸送状況の実態調査(R2)

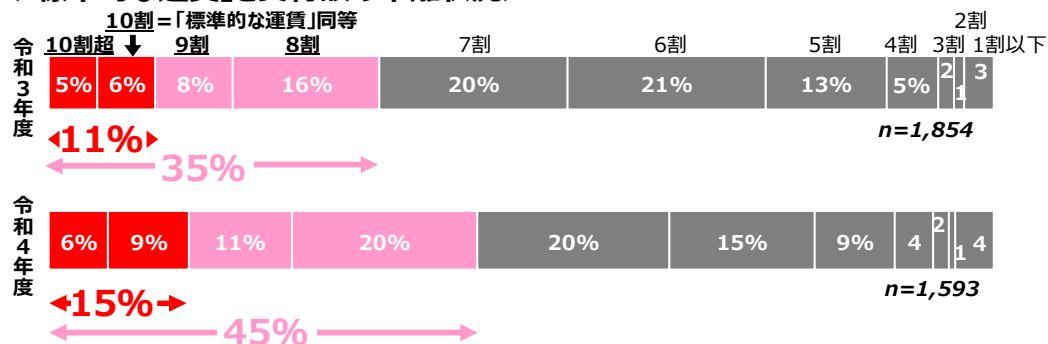
- トラック事業者が自社の適正な運賃を算出し、荷主との運賃交渉に臨むにあたっての参考指標として、「標準的な運賃」制度を創設（令和2年4月告示）。
- 実運送事業者に正当な対価が支払われるよう、令和5年中に所要の見直しを図るため、「標準的な運賃・標準運送約款の見直しに向けた検討会」（※）を設置し、論点整理と方向性について議論を実施。
（※）行政機関（国土交通省、経済産業省、農林水産省等）、学識経験者、荷主団体、物流事業者団体等

「標準的な運賃」の活用状況

＜標準的な運賃に係る実態調査結果（令和4年度）の概要＞



＜「標準的な運賃」と契約額の乖離状況＞



見直しの方向性

- 「標準的な運賃」について、以下の見直しを行う。
 - ・ 燃料高騰分や高速道路料金なども含めて適正に転嫁できるよう、**運賃水準の引上げ幅を提示**
 - ・ 荷待ち・荷役などの輸送以外のサービスの対価について、**標準的な水準を設定**
 - ・ 下請けに発注する際の**手数料の設定** 等
- 併せて、「標準運送約款」について、**契約条件の明確化等**の見直しを行う。

見直しに向けたスケジュール

令和5年 8月30日 第1回検討会（論点整理）
 10月27日 第2回検討会（提言素案の整理）
 12月7日 第3回検討会（提言取りまとめ）

⇒「標準的な運賃」及び「標準運送約款」を改正

「標準的な運賃」及び「標準運送約款」の見直しのポイント

- 検討会での議論を踏まえ、①荷主等への適正な転嫁、②多重下請構造の是正等、③多様な運賃・料金設定等の提言をとりまとめ（令和5年12月15日）

1. 荷主等への適正な転嫁

＜運賃水準の引上げ幅を提示＞

- 運賃表を改定し、**平均約8%の運賃引上げ**【運賃】
- 運賃表の算定根拠となる原価のうちの**燃料費を120円**に変更し、**燃料サーチャージも120円**を基準価格に設定【運賃】

＜荷待ち・荷役等の対価について標準的な水準を提示＞

- 現行の待機時間料に加え、**公共工事設計労務単価表**を参考に、荷役作業ごとの「**積込料・取卸料**」を加算【運賃】

待機時間料	→	1,760円	
積込料・取卸料	→	2,180円	※金額はいずれも中型車（4tクラス）の場合の30分あたり単価
	→	2,100円	

- 荷待ち・荷役の時間が合計2時間を超えた場合は、**割増率5割**を加算【運賃】
- 標準運送約款において、**運送と運送以外の業務を別の章に分離し、荷主から対価を収受**する旨を明記【約款】
- 「**有料道路利用料**」を個別に明記するとともに、「運送申込書／引受書」の雛形にも明記【運賃】【約款】

2. 多重下請構造の是正等

＜「下請け手数料」（利用運送手数料）の設定等＞

- 「**下請け手数料**」（運賃の**10%**を別に収受）を**設定**【運賃】
- 元請運送事業者は、**実運送事業者の商号・名称等を荷主に通知**することを明記【約款】

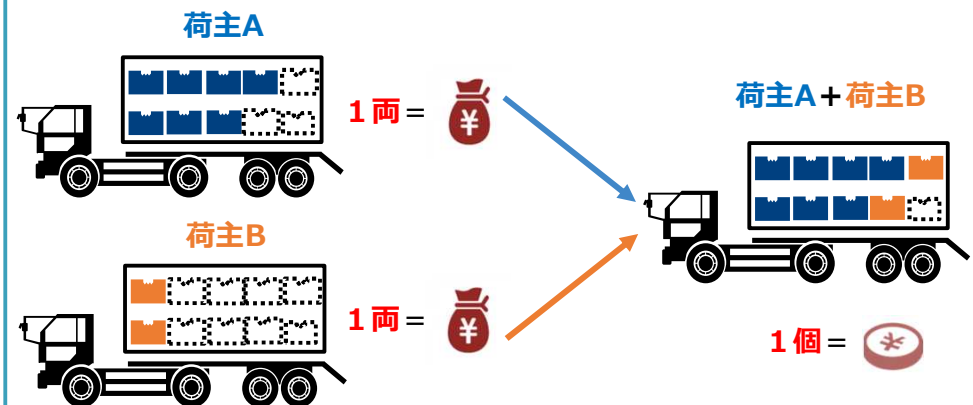
＜契約条件の明確化＞

- 荷主、運送事業者は、それぞれ運賃・料金等を記載した**電子書面（運送申込書／引受書）を交付**することを明記【約款】

3. 多様な運賃・料金設定等

＜「個建運賃」の設定等＞

- 共同輸配送等を念頭に、「**個建運賃**」を設定【運賃】



- リードタイムが短い運送の際の「**速達割増**」（逆にリードタイムを長く設定した場合の**割引**）や、**有料道路を利用しないこと**によるドライバーの運転の長時間化を考慮した**割増**を設定【運賃】

＜その他＞

- 現行の冷蔵・冷凍車に加え、海上コンテナ輸送車、ダンプ車等5車種の**特殊車両割増を追加**【運賃】
- 中止手数料の**請求開始可能時期、金額を見直し**【約款】
- 運賃・料金等の店頭掲示事項について、**インターネットによる公表を可能**とする【約款】

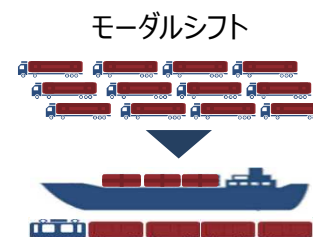
1. 具体的な施策 (2) 物流の効率化

● 物流GX・DX・標準化等により、新技術も活用しつつハード・ソフト両面で物流を効率化する。

- ① 即効性のある**設備投資**の促進
(バース予約システム、フォークリフト導入、自動化・機械化等)
- ② 「**物流GX**」の推進
(鉄道・内航海運の輸送力増強等によるモーダルシフト、
車両・船舶・物流施設・港湾等の脱炭素化等)
- ③ 「**物流DX**」の推進
(自動運転、ドローン物流、自動配送ロボット、港湾AIターミナル、
サイバーポート、フィジカルインターネット等)
- ④ 「**物流標準化**」の推進 (パレットやコンテナの規格統一化等)
- ⑤ 道路・港湾等の**物流拠点**に係る機能強化・土地利用
最適化や物流ネットワークの形成支援
- ⑥ 高速道路の**トラック速度規制 (80km/h)** の引上げ
- ⑦ 労働生産性向上に向けた利用しやすい**高速道路料金**
の実現
- ⑧ **特殊車両通行制度**に関する見直し・利便性向上
- ⑨ **ダブル連結トラック**の導入促進
- ⑩ 貨物集配中の車両に係る**駐車規制**の見直し
- ⑪ 地域物流等における**共同輸配送**の促進

- ⑫ **軽トラック事業**の適正運営や輸送の安全確保に向けた
荷主・元請事業者等を通じた取組強化
- ⑬ 女性や若者等の**多様な人材**の活用・育成

「物流GX」の例



「物流DX」の例



1. 具体的な施策 (3) 荷主・消費者の行動変容

- 荷主企業や消費者の意識改革・行動変容に向けて、広報活動にとどまらず、**新たな仕組み**の導入を含めて取り組む。

① 荷主の**経営者層**の意識改革・行動変容を促す 規制措置等の導入

→荷主企業への役員クラスに物流管理の責任者を配置することを義務づけるなど、規制措置等の導入に向けて取り組む。

② 荷主・物流事業者の物流改善を**評価・公表** する仕組みの創設

③ **消費者**の意識改革・行動変容を促す取り組み

④ **再配達削減**に向けた取り組み（**再配達率「半減」**に向けた対策含む）

⑤ 物流に係る**広報**の推進

荷主企業・物流事業者の問題意識と取組状況

○物流危機に対して**問題意識**を持っているか



○物流危機対策の**取組**を実施しているか



出典：第7回持続可能な物流の実現に向けた検討会資料

「物流革新に向けた政策パッケージ」のポイント

2. 施策の効果（2024年度分）

	（施策なし）	（施策あり）	（効果）
・ 荷待ち・荷役の削減	3時間	→ 2時間×達成率3割	： 4.5ポイント
・ 積載効率の向上	38%	→ 50% ×達成率2割	： 6.3ポイント
・ モーダルシフト	3.5億トン	→ 3.6億トン	： 0.5ポイント
・ 再配達削減	12%	→ 6%	： 3.0ポイント

合計： 14.3ポイント

※ 2030年度分についても、2023年内に**中長期計画**を策定

3. 当面の進め方

2024年初 ・ 通常国会での**法制化**も含めた規制的措置の具体化

2023年末

- ・ トラック輸送に係る契約内容の見直しに向けた「**標準運送約款**」「**標準的な運賃**」の改正等
- ・ **再配達率「半減」**に向けた対策
- ・ 2024年度に向けた**業界・分野別の自主行動計画**の作成・公表
- ・ 2030年度に向けた**政府の中長期計画**の策定・公表

2024年初
政策パッケージ
全体の
フォローアップ

速やかに

- ・ 2024年における規制的措置の具体化を前提とした**ガイドライン**の作成・公表等

1. 発荷主事業者・着荷主事業者に共通する取組事項

(1) 実施が必要な事項	(2) 実施することが推奨される事項
・荷待ち時間・荷役作業等に係る時間の把握 ・荷待ち・荷役作業等時間 2時間以内ルール/1時間以内努力目標	・物流管理統括者の選定 ・物流の改善提案と協力 ・運送契約の書面化 等
・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 ・共同輸配送の推進等による積載率の向上 ・荷役作業時の安全対策 等	・予約受付システムの導入 ・パレット等の活用 ・検品の効率化・検品水準の適正化

2. 発荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項	(2) 実施することが推奨される事項
・出荷に合わせた生産・荷造り等 ・運送を考慮した出荷予定時刻の設定	・出荷情報等の事前提供 ・物流コストの可視化
	・発送量の適正化 等

3. 着荷主事業者としての取組事項

(1) 実施が必要な事項	(2) 実施することが推奨される事項
・納品リードタイムの確保	・発注の適正化
	・巡回集荷(ミルクラン方式) 等

4. 物流事業者の取組事項

(1) 実施が必要な事項	(2) 実施することが推奨される事項
○共通事項 ・業務時間の把握・分析 ・長時間労働の抑制 ・運送契約の書面化 等	○個別事項(運送モード等に応じた事項) ・荷待ち時間や荷役作業等の実態の把握 ・トラック運送業における多重下請構造の是正 ・「標準的な運賃」の積極的な活用
	○共通事項 ・物流システムや資機材(パレット等)の標準化 ・賃金水準向上
	○個別事項(運送モード等に応じた事項) ・倉庫内業務の効率化 ・モーダルシフト、モーダルコンビネーションの促進 ・作業負荷軽減等による労働環境の改善 等

5. 業界特性に応じた独自の取組

業界特性に応じて、代替となる取組や合意した事項を設定して実施する。

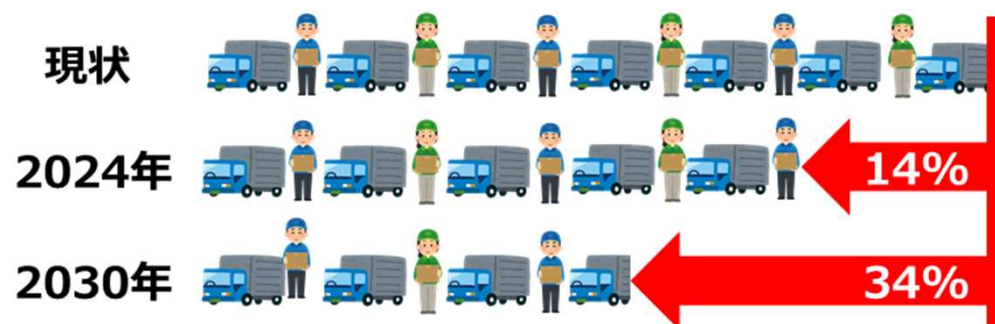
業種・分野	団体名
自動車	- 一般社団法人日本自動車部品工業会（PDF／610KB）（令和5年12月） - 一般社団法人日本自動車工業会（PDF／575KB）（令和5年12月1日）
自転車	一般社団法人自転車協会（PDF／463KB）（令和5年9月）
素形材	一般社団法人日本金型工業会・一般社団法人日本金属熱処理工業会・一般社団法人日本金属プレス工業協会・一般社団法人日本ダイカスト協会・一般社団法人日本鍛圧機械工業会・一般社団法人日本鍛造協会・一般社団法人日本鑄造協会・一般社団法人日本鑄鍛鋼会・一般社団法人日本パルプ工業会・日本粉末冶金工業会（PDF／403KB）（令和5年12月20日）
機械製造業	- 一般社団法人日本半導体製造装置協会（PDF／515KB）（令和5年11月） - 一般社団法人日本印刷産業機械工業会（PDF／770KB）（令和5年12月） - 一般社団法人日本時計協会（PDF／384KB）（令和5年12月） - 一般社団法人日本ロボット工業会（PDF／393KB）（令和5年12月） - 一般社団法人日本ロボットシステムインテグレータ協会（PDF／356KB）（令和5年12月8日） - 一般社団法人日本建設機械工業会（PDF／143KB）（令和5年12月15日）
繊維	日本繊維産業連盟（PDF／395KB）（令和5年12月）
電機・情報通信機器	- 一般社団法人日本配電制御システム工業会（PDF／657KB）（令和5年11月） - 一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（PDF／5,274KB）（令和5年12月20日） - 一般社団法人日本電機工業会（PDF／261KB）（令和5年12月26日）
流通業（スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業）	- 一般社団法人日本百貨店協会（PDF／701KB）（令和5年11月24日） - 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会（PDF／969KB）（令和5年12月） - 一般社団法人大手家電流通協会（PDF／735KB）（令和5年12月） - オール日本スーパーマーケット協会・一般社団法人全国スーパーマーケット協会・一般社団法人日本スーパーマーケット協会（PDF／520KB）（令和5年12月1日） - 日本チェーンストア協会（PDF／507KB）（令和5年12月21日）
建材・住宅設備業	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会（PDF／1,275KB）（令和5年12月8日）
紙・紙加工業	- 全国段ボール工業組合連合会（PDF／303KB）（令和5年12月） - 日本製紙連合会（PDF／168KB）（令和5年12月20日）
金属産業	- 一般社団法人日本伸銅協会（PDF／728KB）（令和5年12月4日） - 一般社団法人日本鉄鋼連盟（PDF／2,526KB）（令和5年12月20日） - JFEスチール株式会社（PDF／94KB）（令和5年12月21日）
化学産業	- 全国複合肥料工業会・日本肥料アンモニア協会（PDF／269KB）（令和5年11月16日） - 石油連盟（PDF／413KB）（令和5年12月） - フィジカルインターネット実現会議化学品WG（PDF／913KB）（令和5年12月20日）
建設業	一般社団法人日本建設業連合会（PDF／380KB）（令和5年12月22日）
商社	一般社団法人日本貿易会（PDF／325KB）（令和5年12月）
農業	- 全国農業協同組合連合会（PDF／468KB）（令和5年12月） - ホクレン農業協同組合連合会（PDF／358KB）（令和5年12月） - 協同組合日本飼料工業会（PDF／305KB）（令和5年12月） - 菊池地域農業協同組合（PDF／145KB）（令和5年12月） - あしたた農業協同組合（PDF／144KB）（令和5年12月20日） - 熊本果実農業協同組合連合会（PDF／172KB）（令和5年12月20日） - 一般社団法人中央酪農会議（PDF／210KB）（令和5年12月21日）
航空運送業	定期航空協会（PDF／503KB）（令和5年12月）
海運業	- 日本内航海運組合総連合会（PDF／131KB）（令和5年12月） - 一般社団法人日本旅客船協会（PDF／172KB）（令和5年12月） - 一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会（PDF／324KB）（令和5年12月） - 公益社団法人全国通運連盟（PDF／678KB）（令和5年12月20日） - 一般社団法人航空貨物運送協会（PDF／384KB）（令和5年12月20日）
利用運送業	

業種・分野	団体名
食品製造業	- 一般社団法人日本即席食品工業協会（PDF／822KB）（令和5年9月28日） - 一般社団法人日本パン工業会（PDF／195KB）（令和5年11月16日） - 日本ハム・ソーセージ工業協同組合（PDF／308KB）（令和5年11月21日） - 一般社団法人全国包装米飯協会（PDF／265KB）（令和5年11月29日） - 食品物流未来推進会議（SBM）（味の素株式会社、カゴメ株式会社、キッコーマン食品株式会社、キユーピー株式会社、日清オイリオグループ株式会社、株式会社日清製粉ウェルナ、ハウス食品株式会社、株式会社M i z k a n）（PDF／1,225KB）（令和5年12月） - 日本ビート糖業協会（PDF／309KB）（令和5年12月） - 日本スターチ・糖化工業会（PDF／316KB）（令和5年12月） - 一般社団法人日本冷凍食品協会（PDF／303KB）（令和5年12月） - 三和酒類株式会社（PDF／256KB）（令和5年12月） - 宝酒造株式会社（PDF／258KB）（令和5年12月） - 霧島酒造株式会社（PDF／240KB）（令和5年12月） - 全日本菓子協会（PDF／245KB）（令和5年12月1日） - 全日本糖化工業会（PDF／190KB）（令和5年12月1日） - 精糖工業会（PDF／613KB）（令和5年12月4日） - 株式会社ロッテ（PDF／271KB）（令和5年12月6日） - 一般社団法人日本乳業協会（PDF／300KB）（令和5年12月6日） - ヤマサ醤油株式会社（PDF／81KB）（令和5年12月7日改訂） - 亀田製菓株式会社（PDF／351KB）（令和5年12月8日） - 一般社団法人日本植物油協会（PDF／359KB）（令和5年12月11日） - 日清オイリオグループ株式会社（PDF／439KB）（令和5年12月14日） - 株式会社J-オイルミルズ（PDF／687KB）（令和5年12月15日） - 株式会社ブルボン（PDF／292KB）（令和5年12月19日） - アサヒ飲料株式会社（PDF／272KB）（令和5年12月21日） - キリンビバレッジ株式会社（PDF／288KB）（令和5年12月21日） - サントリーホールディングス株式会社・サントリー株式会社・サントリー食品インターナショナル株式会社（PDF／252KB）（令和5年12月21日） - 株式会社伊藤園（PDF／489KB）（令和5年12月21日） - 一般社団法人全国清涼飲料連合会（PDF／457KB）（令和5年12月21日） - 一般社団法人日本冷凍めん協会（PDF／170KB）（令和5年12月21日） - ビール酒造組合（PDF／248KB）（令和5年12月22日） - アサヒビール株式会社（PDF／248KB）（令和5年12月22日） - オリオンビール株式会社（PDF／243KB）（令和5年12月22日） - キリンビール株式会社（PDF／246KB）（令和5年12月22日） - サッポロビール株式会社（PDF／248KB）（令和5年12月22日）
食品卸売業	- 日本花き卸売市場協会（PDF／258KB）（令和5年11月） - 一般社団法人日本外食食品流通協会（PDF／220KB）（令和5年11月8日） - 一般社団法人日本加工食品卸協会（PDF／1,596KB）（令和5年11月20日） - 全国中央市場青果卸売協会（PDF／114KB）（令和5年12月） - 株式会社神明（PDF／3,644KB）（令和5年12月） - 木徳神糧株式会社（PDF／191KB）（令和5年12月） - 一般社団法人日本給食品連合会（PDF／216KB）（令和5年12月19日） - 全国給食事業協同組合連合会（PDF／165KB）（令和5年12月19日）
トラック運送業	公益社団法人全日本トラック協会（PDF／1,174KB）（令和5年10月27日改訂）
倉庫業	- 一般社団法人日本倉庫協会（PDF／284KB）（令和5年12月） - 一般社団法人日本冷蔵倉庫協会（PDF／1,548KB）（令和5年12月15日）
トラックターミナル業	全国トラックターミナル協会（PDF／1,548KB）（令和5年12月）
鉄道業	日本貨物鉄道株式会社（PDF／117KB）（令和5年12月）

令和5年10月6日
我が国の物流の革新に
関する関係閣僚会議

- 物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が来年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。何も対策を講じなければ、2024年度には14%、2030年度には34%の輸送力不足の可能性。このため、**本年6月に「物流革新に向けた政策パッケージ」を策定**。
- 今般、2024年が迫る中、**賃上げや人材確保など、早期に具体的な成果が得られるよう可及的速やかに各種施策に着手するとともに、2030年度の輸送力不足の解消に向け可能な施策の前倒しを図るべく、以下の事項について、必要な予算の確保も含め緊急的に取り組むこととする。**
- この他、中長期計画の策定など、政策パッケージの施策を着実に実施し、進捗の管理を行う。

輸送力不足の見通し（対策を講じない場合）



「緊急パッケージ」の構成

1. 物流の効率化
2. 荷主・消費者の行動変容
3. 商慣行の見直し

1. 物流の効率化(1)

○ 即効性のある設備投資・物流DXの推進

物流施設の自動化・機械化の推進

【自動フォークリフト】

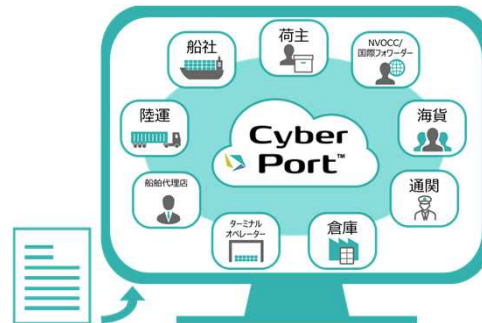


【AGV・ピッキングロボット】

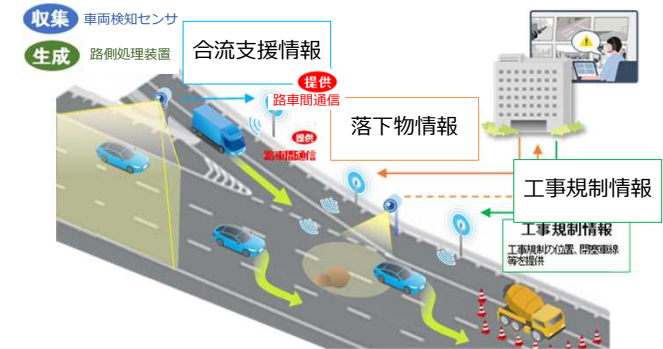


港湾物流手続等の電子化の推進 (サイバーポート)

【関係者間でデータ連携し、物流手続を効率化】

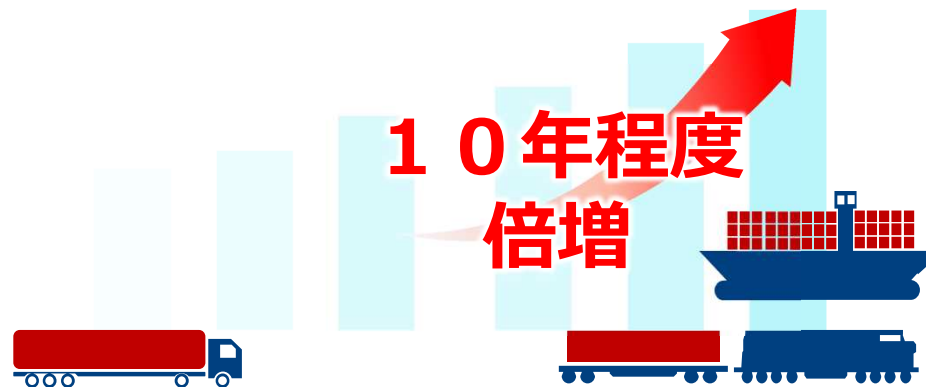


自動運転トラックを対象とした 路車協調システム等の実証実験



○ モーダルシフトの推進

鉄道、内航海運の輸送量・分担率を増強



コンテナ大型化の推進

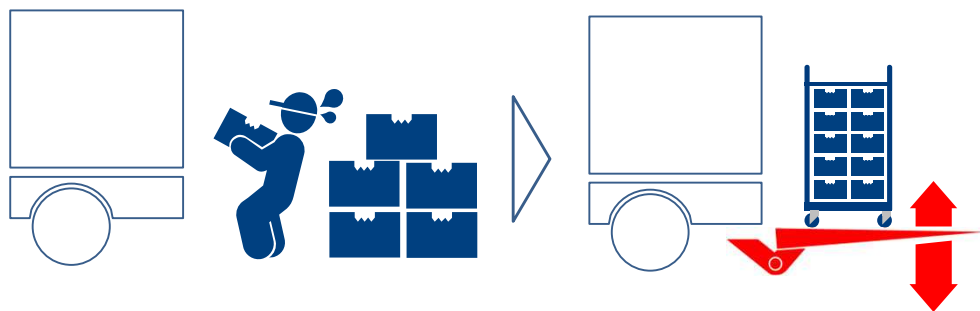


「物流革新緊急パッケージ」のポイント

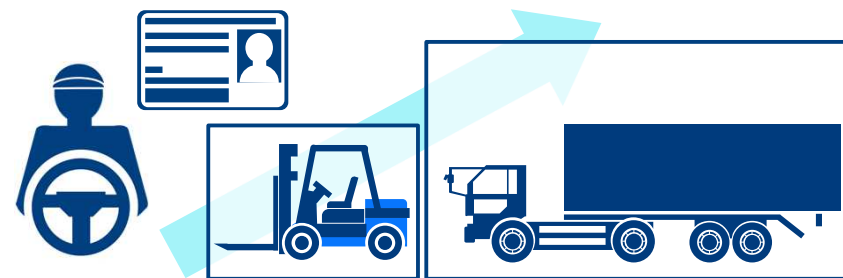
1. 物流の効率化(2)

○ トラック運転手の労働負担の軽減、担い手の多様化の推進

テールゲートリフター等、
荷役作業の負担軽減に資する機器等の導入強化

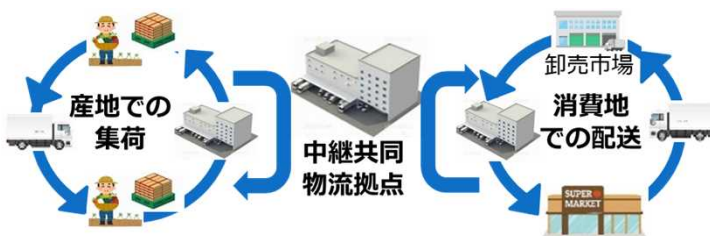


大型・けん引免許取得等のトラック運転手のスキルアップ支援



○ 物流拠点の機能強化や物流ネットワークの形成支援

農産品等の流通網の強化



モーダルシフト等に対応するための
港湾施設の整備等



高規格道路整備等による物流ネットワークの強化や
SA・PAにおける大型車駐車マスの拡充等



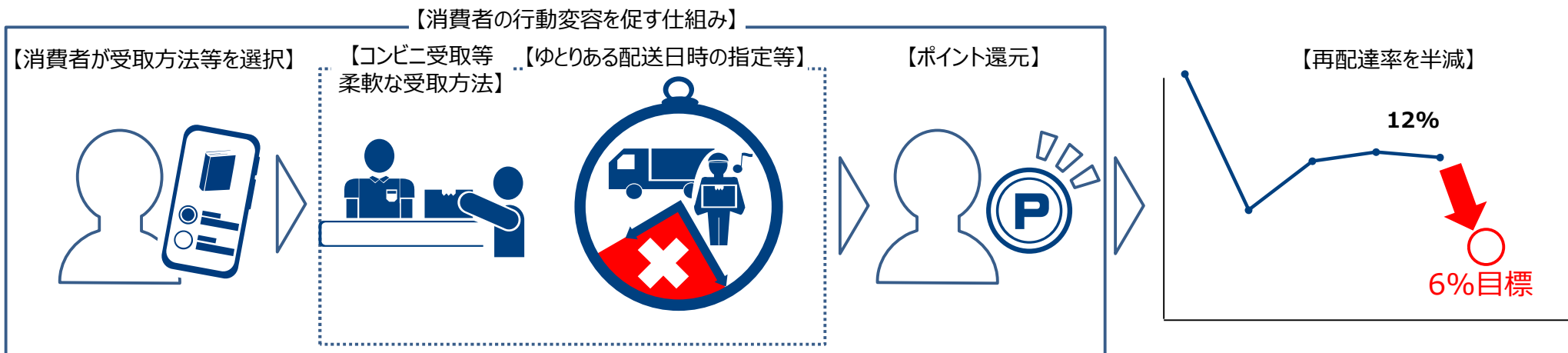
- 標準仕様のパレット導入や物流データの標準化・連携の促進
- 燃油価格高騰等を踏まえた物流GXの推進（物流拠点の脱炭素化、車両のEV化等）
- 高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の継続
- 道路情報の電子化の推進等による特殊車両通行制度の利便性向上

「物流革新緊急パッケージ」のポイント

2. 荷主・消費者の行動変容

○ 宅配の再配達率の半減に向けた緊急的な取組

ポイント還元を通じた消費者の行動変容を促す仕組みの社会実装に向けた実証事業



○ 政府広報やメディアを通じた意識改革・行動変容の促進強化

3. 商慣行の見直し

○ トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制の強化（「集中監視月間」（11～12月）の創設）

○ 現下の物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」の引き上げ（年内に対応予定）

・燃料価格等の高騰の状況を踏まえ、運賃表を見直すとともに、荷待ち・荷役作業等の輸送以外のサービスの対価や下請に発注する際の手数料の水準を提示して、引き上げ

○ 適正な運賃の収受、賃上げ等に向け、次期通常国会での法制化を推進

・大手荷主・物流事業者の荷待ちや荷役時間の短縮に向けた計画作成の義務付け、主務大臣による指導・勧告・命令等
・大手荷主に対する物流経営責任者の選任の義務付け
・トラック事業における多重下請け構造の是正に向け下請状況を明らかにする実運送体制管理簿の作成、契約時の（電子）書面交付の義務付け

令和5年12月11日

荷主団体 あて

近畿経済産業局産業部 流通・サービス産業課
近畿農政局経営・事業支援部 食品企業課
近畿運輸局自動車交通部 貨物課

物流の適正化・生産性向上に向けた取組について(協力依頼)

物流は国民生活や経済活動、地方創生を支える重要な社会インフラであり、我が国経済の力強い成長や、より豊かな国民生活の実現等のため、その機能を十分に発揮させていく必要があります。一方で物流分野においては人手不足や労働生産性の低さといった課題に対応するため、働き方改革の推進が求められています。

そのような中、2024年4月からはトラックドライバーにも時間外労働の上限規制(年960時間)が適用されることとなり、輸送力不足から物流の停滞が懸念される、いわゆる「2024年問題」へ早急に対応する必要があります。

こうした状況から、令和5年6月に我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議において「物流革新に向けた政策パッケージ」がとりまとめられ、「商慣行の見直し」、「物流の効率化」、「荷主・消費者の行動変容」という3本の柱に沿った諸施策について、関係省庁が一丸となり取り組むこととなりました。

効率的な物流を実現するためには、発荷主事業者、物流事業者、着荷主事業者が連携・協働して現状の改善を図るための取組を実施することが必要です。

つきましては、令和5年6月に取りまとめられた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を傘下会員企業に周知していただき、制度の促進にご協力いただきますようお願いいたします。

●物流革新に向けた政策パッケージ

(2023年6月2日 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/seisaku_package.pdf

●物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン

(2023年6月 経済産業省、農林水産省、国土交通省)

概要版:<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001612797.pdf>本文:<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001612798.pdf>

●物流革新緊急パッケージ

(2023年10月6日 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/pdf/kinkyu_package_1006.pdf

【本件に関するお問い合わせ先】

・近畿経済産業局産業部 流通・サービス産業課

担当者: 阪谷、北野

電話: 06-6966-6025 FAX: 06-6966-6085

(今後、荷主企業に対して貨物自動車運送事業法等に基づく措置を行う場合は、当該荷主企業の業種を所管する課が担当します。)

・近畿農政局経営・事業支援部 食品企業課

担当者: 高野、茶谷

電話: 075-414-9024 FAX: 075-414-7345

・近畿運輸局自動車交通部 貨物課

担当者: 酒井、松本

電話: 06-6949-6447 FAX: 06-6949-6531

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」を閣議決定

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和6年2月13日
物流・自動車局物流政策課
物流・自動車局貨物流通事業課
物流・自動車局安全政策課

「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」を閣議決定

2024年問題に対応し、物流の持続的成長を図るため、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案」が、本日、閣議決定されました。

I. 背景

物流は国民生活・経済を支える社会インフラです。物流産業を魅力あるものとするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面しています。こうした状況に対応するため、荷主企業、物流事業者、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について抜本的・総合的な対策が必要です。

また、軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数が最近6年で倍増しており、安全対策の強化が求められています。

II. 法律案の概要

(1) 荷主・物流事業者に対する規制 【流通業務総合効率化法】

○荷主・物流事業者に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。

○上記取組状況について、国が判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

○上記事業者のうち、一定規模以上のものを特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分の場合、勧告・命令を実施。

○さらに、特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。

※法律の名称を「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」から「物資の流通の効率化に関する法律」に変更

(2) トラック事業者の取引に対する規制 【貨物自動車運送事業法】

○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。

○荷主・トラック事業者・利用運送事業者に対し、運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による交付等を義務付け。

○トラック事業者・利用運送事業者に対し、他の事業者の運送の利用（＝下請けに出す行為）の適正化について努力義務を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け。

(3) 軽トラック事業者に対する規制 【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、②国土交通大臣への事故報告を義務付け。

○国交省による公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【問い合わせ先】

物流・自動車局 物流政策課 内波、古川、小原、宇野 <全般、(1) 関係>
TEL: 03-5253-8111 (内線: 41-802、41-831、41-823、41-883)、03-5253-8799 (直通)
物流・自動車局 貨物流通事業課 羽田野、佐藤、佐々木 <(2) 関係>
TEL: 03-5253-8111 (内線: 41-323、41-347)、03-5253-8575 (直通)
物流・自動車局 安全政策課 宮坂、荻島 <(3) 関係>
TEL: 03-5253-8111 (内線: 41-613、41-615)、03-5253-8566 (直通)

●流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律案

背景・必要性

○物流は国民生活・経済を支える社会インフラ。物流産業を魅力ある職場とするため、働き方改革に関する法律が本年4月から適用される一方、物流の停滞が懸念される「2024年問題」に直面。

- ・何も対策を講じなければ輸送力不足の可能性（右図）。
- ・荷主企業、物流事業者（運送・倉庫等）、一般消費者が協力して我が国の物流を支えるための環境整備に向けて、商慣行の見直し、物流の効率化、荷主・消費者の行動変容について、抜本的・総合的な対策が必要。



○軽トラック運送業において、死亡・重傷事故件数は最近6年で倍増。

→以下の施策を講じることにより、物流の持続的成長を図ることが必要。

法案の概要

1. 荷主・物流事業者に対する規制措置

【流通業務総合効率化法】

○①荷主*¹（発荷主・着荷主）、②物流事業者（トラック、鉄道、港湾運送、航空運送、倉庫）に対し、物流効率化のために取り組むべき措置について努力義務を課し、当該措置について国が判断基準を策定。

*¹元請トラック事業者、利用運送事業者には荷主に協力する努力義務を課す。また、フランチャイズチェーンの本部にも荷主に準ずる義務を課す。

○上記①②の者の取組状況について、国が当該判断基準に基づき指導・助言、調査・公表を実施。

○一定規模以上の事業者を特定事業者として指定し、中長期計画の作成や定期報告等を義務付け、中長期計画に基づく取組の実施状況が不十分の場合、勧告・命令を実施。

○特定事業者のうち荷主には物流統括管理者の選任を義務付け。

※法律の名称を変更。

※鉄道建設・運輸機構の業務に、認定「物流総合効率化事業」の実施に必要な資金の出資を追加。（予算）



2. トラック事業者の取引に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○元請事業者に対し、実運送事業者の名称等を記載した実運送体制管理簿の作成を義務付け。

○運送契約の締結等に際して、提供する役務の内容やその対価（附帯業務料、燃料サーチャージ等を含む。）等について記載した書面による交付等を義務付け*²。

○他の事業者の運送の利用（＝下請けに出す行為）の適正化について努力義務*³を課すとともに、一定規模以上の事業者に対し、当該適正化に関する管理規程の作成、責任者の選任を義務付け。

*² 下請関係に入る利用運送事業者にも適用。

3. 軽トラック事業者に対する規制措置

【貨物自動車運送事業法】

○軽トラック事業者に対し、①必要な法令等の知識を担保するための管理者選任と講習受講、②国交大臣への事故報告を義務付け。

○国交省HPIにおける公表対象に、軽トラック事業者に係る事故報告・安全確保命令に関する情報等を追加。

【目標・効果】 物流の持続的成長

【KPI】 施行後3年で(2019年度比)

○荷待ち・荷役時間の削減 年間125時間/人削減
○積載率向上による輸送能力の増加 16パーセント増加

改正の目的

【成立：令和5年6月14日、公布・施行：令和5年6月16日】

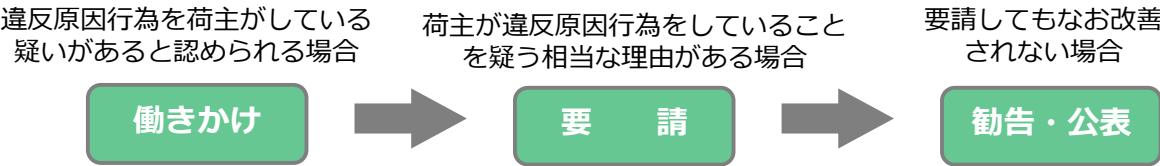
- 令和6年4月からの時間外労働の上限規制を見据え、平成30年の議員立法において時限措置として、「標準的な運賃」と「荷主対策の深度化」の制度を創設
- 一方、新型コロナウイルスや原油価格高騰などの影響を受け、トラック事業者の経営状況はいっそう厳しさを増しており、荷待ち時間の削減や適正な運賃の収受等により、労働条件を改善し、担い手を確保するための取組は道半ば
- 働き方改革の実現と安定的な輸送サービスを確保するため、「標準的な運賃」や「働きかけ」等の制度を継続的に運用することが必要

改正の概要

改正前 【時間外労働規制が適用される（令和6年3月）までの時限措置】

荷主対策の深度化

トラック事業者の法令遵守に係る国土交通大臣による荷主への働きかけや要請等の規定



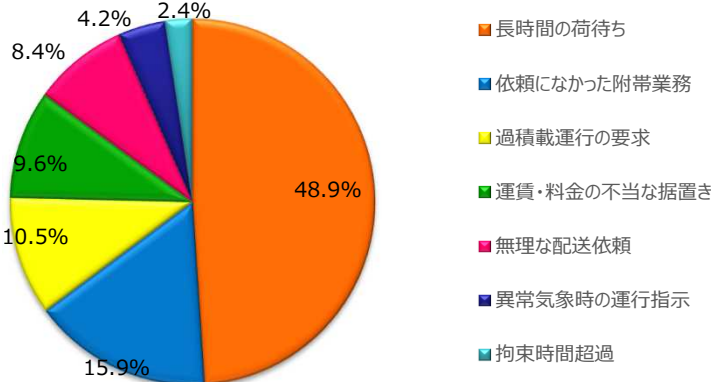
標準的な運賃

運転者の労働条件を改善し、持続的に事業を運営するための参考指標としての「標準的な運賃」制度（令和2年4月告示）⇒セミナーや各種協議会による周知・浸透

改正後

上記について「当分の間」の措置とする

違反原因行為の割合



「働きかけ」等の実施件数

要請：10件 働きかけ：251件

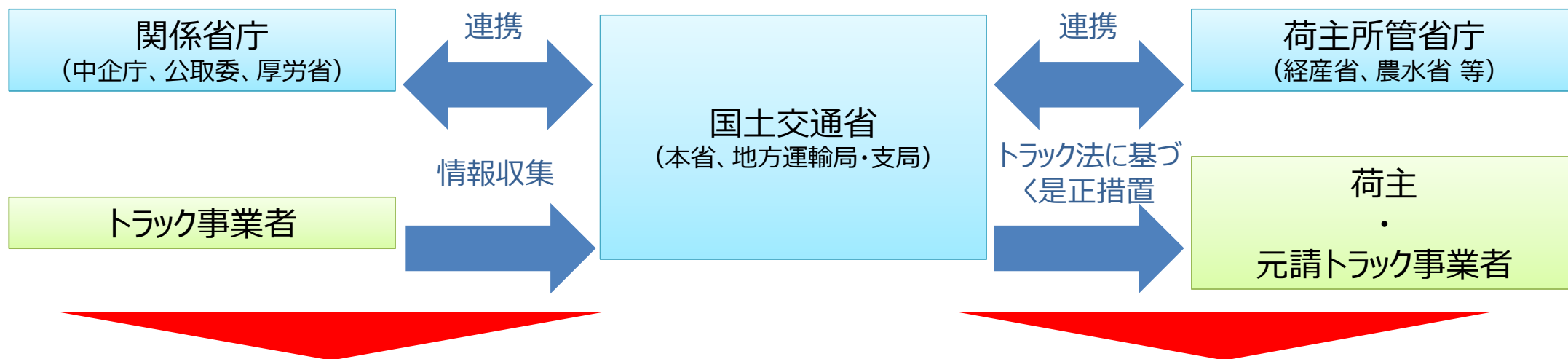
※令和元年7月～令和5年10月末までの累計

トラックGメンの設置による荷主・元請事業者への監視体制の強化

- **トラックドライバー**は、労働時間が長く、低賃金にあることから、**担い手不足が喫緊の課題**。
- 働き方改革の一環として、2024年4月からドライバーに**時間外労働の上限規制（年960時間）**が適用されるが、これによる**物流への影響が懸念（「2024年問題」）**。
- 国土交通省では、**貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への「働きかけ」「要請」等による是正措置**を講じてきたが、2024年問題を前に、**強力な対応が必要**。
- このため、新たに**「トラックGメン」を設置することで荷主等への監視体制を緊急に強化し、荷主対策の実効性を確実なものに**。

⇒ **令和5年7月21日（予定）、162名体制※で本省及び地方運輸局等に設置**

※緊急増員80名（本省2名、地方運輸局等19名、運輸支局等59名）、既存定員との併任等82名（本省13名、地方運輸局等16名、運輸支局等53名）



トラックGメンの設置による荷主等への監視体制の緊急強化

トラック事業者への**プッシュ型**の情報収集を開始し
情報収集力を強化（2023年度～）

トラック法に基づく「働きかけ」「要請」「勧告・公表」制度※の**執行力を強化**（2023年度～）

※2018年に議員立法で制定。2023年6月に適用期限を「当分の間」に延長。

トラック事業者の法令違反の原因となるおそれのある行為

恒常的に長い荷待ち時間



無理な到着時間の設定



契約にない附帯業務の依頼



附帯業務の例

- 梱入れ 倉庫内の棚に貨物を入れる。
- は分け 運送終了後の貨物を
方面別等に分ける。
- ラベル貼り 貨物に値札等のラベルを貼る。
- 横持ち 積み下ろし場所から貨物を
移動させる。

過積載になるような依頼



大型台風や豪雨・豪雪日の配送



適正取引における運賃・料金等の不当な据え置き

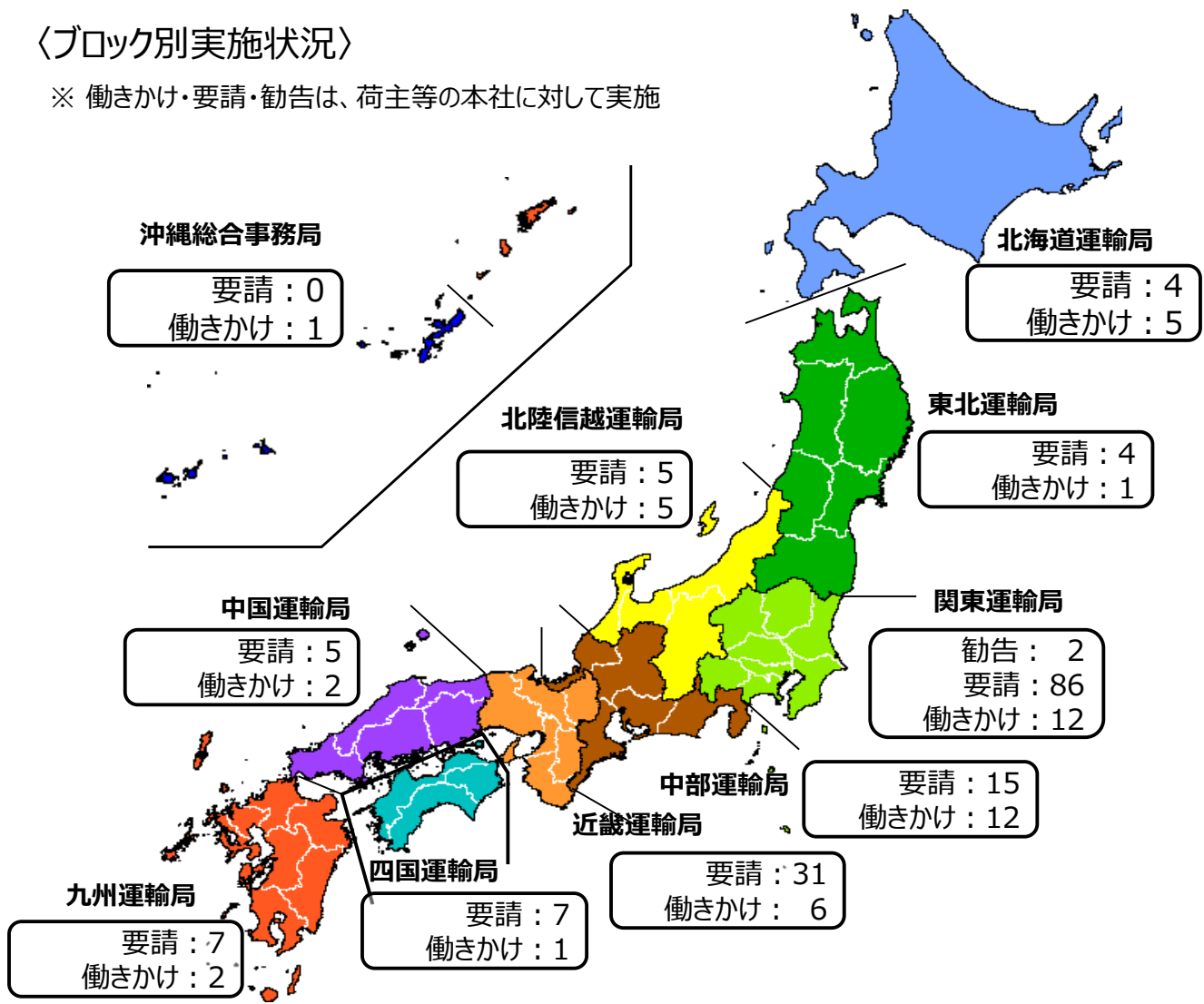


「集中監視月間」(令和5年11月・12月)働きかけ・要請・勧告実施件数

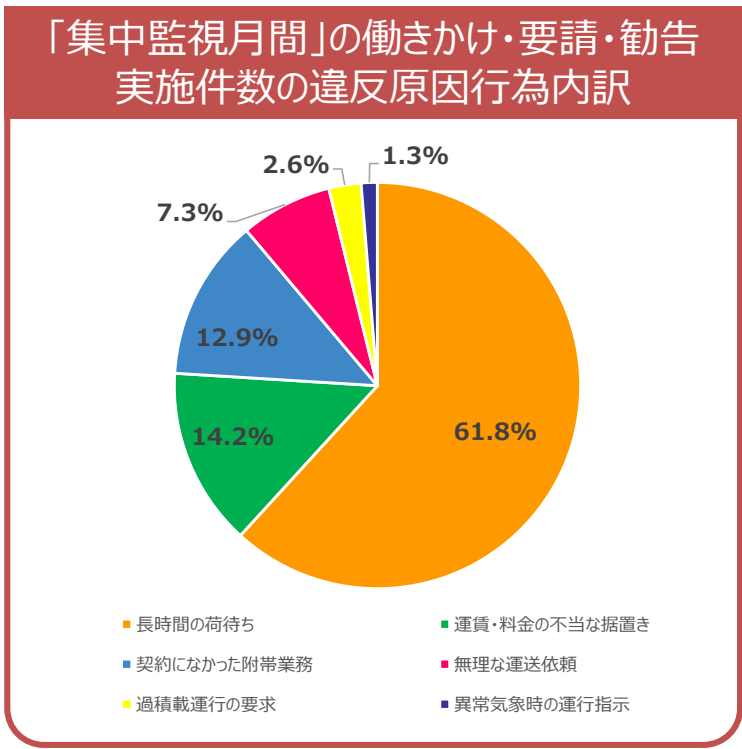
- 悪質な荷主や元請事業者等に対し、全国で**164件の「要請」**及び**47件の「働きかけ」**を実施し、違反原因行為の早急な是正を措置。
- さらに、既に「要請」を実施した荷主等のうち、**依然として違反原因行為に係る情報が相当数寄せられた2者に対し、初となる「勧告」を発動し、その旨を「公表」。**

〈ブロック別実施状況〉

※ 働きかけ・要請・勧告は、荷主等の本社に対して実施



対応内容	荷主・元請数	内訳
勧告	2	荷主1・元請1
要請	164	荷主82・元請77・その他5
働きかけ	47	荷主26・元請19・その他2



近畿運輸局管内トラックGメン 活動状況

【近畿局管内の「トラックGメン」の体制】

・自動車交通部貨物課 4名(うち併任2名)	・大阪運輸支局 3名(うち併任1名)	・奈良運輸支局 2名(うち併任1名)	・和歌山運輸支局 2名(うち併任1名)
近畿運輸局管内 17名(うち併任8名)	・京都運輸支局 2名(うち併任1名)	・滋賀運輸支局 2名(うち併任1名)	・兵庫陸運部 2名(うち併任1名)

【「トラックGメン」制度の周知活動】

- 近畿経済産業局・近畿農政局等とのメールマガジンを通じて、「トラックGメン」の設置や「働きかけ」制度の解説取り組み状況を荷主企業やトラック運送事業者等へ周知
- 各府県トラック協会(協会内で開催されている委員会等も含む)や関係団体への説明と協力依頼を実施
- 「トラックGメンからのお知らせ」チラシを作成 ※各府県の貨物自動車適正化実施機関が行う、トラック運送事業者に対する巡回指導時に配布。(令和5年10月～)
- 過積載防止対策連絡会議における荷主に対する協力依頼時に、荷主の理解と協力を求めるチラシを配布。(大阪支局・京都支局・兵庫陸運部)
- 各府県労働局主催の説明会、トラック協会主催のセミナー等での「トラックGメンチラシ」の配布、「トラックGメン」制度の説明等の実施
- トラックステーションやPAIにおいてトラック運転者に対して「トラックGメン」制度の周知活動を実施。(大阪トラックステーション、彦根トラックステーション、名神高速道路 桂川PA 他)
- 物流施設や倉庫事業者に対する啓発活動
 - ・長時間の荷待ちが発生する可能性がある荷主等の現場(営業所、物流センター等)や倉庫事業者をトラックGメンが訪問し、「物流の2024年問題」の啓発、「働きかけ」制度等や違反行為等について説明を実施するとともに施設等の現状を確認。

【荷主等に対する「働きかけ」の実施状況】

- 本省目安箱に投書された情報及び全国のトラックGメンが収集した情報を元に、違反原因行為をしている疑いがある荷主等に対して「働きかけ」を実施(違反原因行為の内容、荷主企業の業種に応じて、各府県の労働局、近畿経済産業局、近畿農政局と連携して実施。)
 - ・ 荷主等に対する「働きかけ」件数 18件 ※トラックGメン発足～令和5年12月末現在 (※令和元年からの累計:働きかけ31件、要請32件)
(長時間の荷待ち 10件、運賃・料金の不当な据置き 4件、依頼にない附帯業務 2件、過積載運行の強要 1件、異常気象時の運行指示 2件 ※一部重複あり。)

【関係官署等との連携】

- 各府県の労働局との連携
 - ・ 労働局の荷主特別対策担当官が実施する荷主に対する「要請」にトラックGメンが同行し、違反原因行為の説明やトラックGメン制度についての周知等を実施。
 - ・ 当局が行う「働きかけ」に各府県の労働局が同席し、合同でヒアリングを実施。
- 下請Gメン(中小企業庁)との連携
 - ・ 中小企業庁の取引調査員(下請Gメン)が実施するトラック運送事業者に対する親事業者等(元請)との間の取引実態についてのヒアリングにトラックGメンが同行し、合同ヒアリングを実施。
- 倉庫関係業務担当部署との連携
 - ・ 各府県の倉庫関係団体に対し、傘下会員事業者へガイドライン*の周知依頼文書を発出。【令和5年12月11日付け】
※ 兵庫県以外は交通政策部環境・物流課、兵庫県は神戸運輸監理部総務企画部物流施設対策官と連名で発出。
- 近畿経済産業局、近畿農政局、近畿運輸局との連携
 - ・ 荷主関係団体に対し、傘下会員事業者へガイドライン*の周知依頼文書を3局連名で発出。【令和5年12月11日付け】
 - ・ 当局が行う「働きかけ」に関係官署が同席し、合同でヒアリングを実施。

* ガイドライン…「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」(2023年6月 経済産業省、農林水産省、国土交通省)